

1 ばい煙関係

(ばい煙発生施設 対象施設関係 規則第4条、別表第1)

Q 脱脂・洗浄施設において空気に接する面の面積が一定以上あることを要件としているものがあるが、具体的に面積の算定法はどのように行うのか。

A 洗浄液等が空気に触れる面積を算定します。不明確であれば槽の水平投影面積とします。1つの脱脂・洗浄施設の中に複数の槽がある場合は合算します。

Q 滅菌施設(医療業で使用されるものを除く、容量が3立方メートル以上であること。)の医療業は何を指すのか。

A 医療業については日本標準産業分類の医療業(病院など)を指します。従って、医療業で使用される滅菌施設については、ばい煙発生施設には該当しません。

Q ウレタンの製造の用に供する発泡施設について、ノズルの洗浄のみにジクロロメタンを使用する場合、ばい煙発生施設に該当するのか。

A ウレタンの製造の用に供する発泡施設については、発泡剤として使用されるジクロロメタンを対象としているため、ノズルの洗浄のみに使用されるジクロロメタンについては、ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設の規模要件に該当しなければばい煙発生施設に該当しません。

(ばい煙発生施設 規制基準関係 条例第6条、規則第9条、別表6)

Q 規制基準には、排出ガス濃度がそれぞれ定められているが、その排出ガス濃度が変動するような施設の場合、瞬間の濃度としてこれを満足しなければならないのか。

A 有害物質のばい煙の濃度については、著しく変動する施設については、一工程の平均の濃度で判断するものであり、瞬間の濃度で判断するものではありません。

Q 旧条例で規定した測定法(有害物質の量を測定するもの)を変更したのはどうしてか。

A より広く測定法を採用し、一般的でない方法は削除しました。基本は JIS に基づく方法を規定しました。

例えば、鉛、カドミウムについては従来原子吸光度法、吸光光度法又はポーラログラフ法でありましたが、JIS規格K0083による方法として、広くJISを採用しました。

(ばい煙発生施設 届出関係 条例第7条)

Q 既存の施設において施設の項番号が変わった施設については、再度届出が必要か。

A 必要はありません。
旧条例の届出はそのまま新条例に引き継がれ、項番号も新しい番号としてみなされます。

(ばい煙量等の測定関係 条例第23条第1項)

Q 複数の同一施設があり、それぞれにフード(局所排気装置)がついており最後に1つの排気口になって屋外に排気されている。測定の仕方はどのようにすればよいか。

A 個々の施設についての測定が困難な場合は、最後に大気へ排出されるばい煙についてのみの測定であってもやむを得ません。

Q 規制値に経過措置はあるが、測定義務には経過措置はないのか。

A 測定義務には経過措置はありません。